

令和7年度 教育本部理事会

令和7年（2025年）7月4日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
523 公認スキー指導者検定基準及び実施要領 1．公認スキー指導者検定規程第9条に基づき、公認スキー指導員検定及び公認スキー準指導員検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。 2．本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 I スキー指導員検定 3．スキー指導員検定の検定基準及び実施方法 スキー指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。 (1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。 ○ブルークボーゲン 緩斜面・整地 4～6回転 ○ブルークボーゲンからベーシックパラレルターンへの展開 緩斜面・整地 6～8回転 ○横滑りのショートリズムからベーシックパラレルターン小回りへの展開 中急斜面・ナチュラル ○シュテムターンからベーシックパラレルターンへの展開 中急斜面・ナチュラル 6～8回転 ○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル ○パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地を含むナチュラル (2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。 (3) 採点基準・合否判定方法 ① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値(小数一位を四捨五入)を当該種目の取得ポイントとする。 ② 実技テストは、各種目とも80ポイントを基準とし、6種目中4種目が80ポイント以上とし、合計480ポイント以上を合格とする。 ③ 理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする。 ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。 (4) 養成講習 ① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、加盟団体が実施する。 ○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)	523 公認スキー指導者検定基準及び実施要領 1．公認スキー指導者検定規程第9条に基づき、公認スキー指導員検定及び公認スキー準指導員検定の検定基準及び実施要領に関し、必要な事項を定める。 2．本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 I スキー指導員検定 3．スキー指導員検定の検定基準及び実施方法 スキー指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。 (1) 実技テストの種目は、次のとおりとする。 ○ブルークボーゲン 緩斜面・整地 4～6回転 ○ブルークボーゲンからベーシックパラレルターンへの展開 緩斜面・整地 6～8回転 ○横滑りのショートリズムからベーシックパラレルターン小回りへの展開 中急斜面・ナチュラル ○シュテムターンからベーシックパラレルターンへの展開 中急斜面・ナチュラル 6～8回転 ○総合滑降 リズム変化 総合斜面・ナチュラル ○パラレルターン 小回り 中急斜面・不整地を含むナチュラル (2) 理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。 (3) 採点基準・合否判定方法 ① 実技テストは、検定員3名の評価とし、3名の評価の平均値(小数一位を四捨五入)を当該種目の取得ポイントとする。 ② 実技テストは、各種目とも80ポイントを基準とし、6種目中4種目が80ポイント以上とし、合計480ポイント以上を合格とする。 ③ 理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする。 ④ 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。 (4) 養成講習 ① 養成講習は、集合講習28時間、自主学習15時間とし、加盟団体が実施する。 ○基礎理論 15時間(集合講習 6時間、自主学習 9時間)	

○指導実習　６時間（集合講習　２時間、自主学習　４時間） ○実技実習　22 時間（集合講習　20 時間、自主学習　２時間） ②　養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。 ③　養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。 ④　養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。 Ⅱ　スキー準指導員検定 4．スキー準指導員検定の検定基準及び実施方法 　　スキー準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。 （１）実技テストの種目は、次のとおりとする。 　　○プルークボーゲン 　　　緩斜面・整地　４～６回転 　　○プルークボーゲンからベーシックパラレルターンへの展開 　　　緩斜面・整地　６～８回転 　　○横滑りのショートリズムからベーシックパラレルターン小回りへの展開 　　　中急斜面・ナチュラル 　　○シュテムターンからベーシックパラレルターンへの展開 　　　中急斜面・ナチュラル　６～８回転 　　○総合滑降　リズム変化 　　　総合斜面・ナチュラル 　　○パラレルターン　小回り 　　　中急斜面・不整地を含むナチュラル （２）理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。 （３）採点基準・合否判定方法 　　①　実技テストは、検定員３名の評価とし、３名の評価の平均値（小数点第１位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。 　　②　実技テストは、各種目とも 75 ポイントを基準とし、６種目中４種目が 75 ポイント以上とし、合計 450 ポイント以上を合格とする。 　　③　理論テストは、満点に対して 60%以上を合格とする。 　　④　総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。 （４）養成講習 　　①　養成講習は、集合講習 28 時間、自主学習 15 時間とし、加盟団体が実施する。 　　○基礎理論　15 時間（集合講習　６時間、自主学習　９時間） 　　○指導実習　６時間（集合講習　２時間、自主学習　４時間） 　　○実技実習　22 時間（集合講習　20 時間、自主学習　２時間） 　　②　養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。 　　③　養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し	○指導実習　６時間（集合講習　２時間、自主学習　４時間） ○実技実習　22 時間（集合講習　20 時間、自主学習　２時間） ②　養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。 ③　養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍した場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。 ④　養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。 Ⅱ　スキー準指導員検定 4．スキー準指導員検定の検定基準及び実施方法 　　スキー準指導員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。 （１）実技テストの種目は、次のとおりとする。 　　○プルークボーゲン 　　　緩斜面・整地　４～６回転 　　○プルークボーゲンからベーシックパラレルターンへの展開 　　　緩斜面・整地　６～８回転 　　○横滑りのショートリズムからベーシックパラレルターン小回りへの展開 　　　中急斜面・ナチュラル 　　○シュテムターンからベーシックパラレルターンへの展開 　　　中急斜面・ナチュラル　６～８回転 　　○総合滑降　リズム変化 　　　総合斜面・ナチュラル 　　○パラレルターン　小回り 　　　中急斜面・不整地を含むナチュラル （２）理論テストの出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。 （３）採点基準・合否判定方法 　　①　実技テストは、検定員３名の評価とし、３名の評価の平均値（小数点第１位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。 　　②　実技テストは、各種目とも 75 ポイントを基準とし、６種目中４種目が 75 ポイント以上とし、合計 450 ポイント以上を合格とする。 　　③　理論テストは、満点に対して 60%以上を合格とする。 　　④　総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。 （４）養成講習 　　①　養成講習は、集合講習 28 時間、自主学習 15 時間とし、加盟団体が実施する。 　　○基礎理論　15 時間（集合講習　６時間、自主学習　９時間） 　　○指導実習　６時間（集合講習　２時間、自主学習　４時間） 　　○実技実習　22 時間（集合講習　20 時間、自主学習　２時間） 　　②　養成講習会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員・スキーパトロール技術員、主管加盟団体長が特に認めた者とする。 　　③　養成講習を未修了の受検者が、他の加盟団体へ移籍し
--	--

た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。 ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。 5. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	た場合、受け入れ先の加盟団体は、当該年度の養成講習を継続する。 ④ 養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書又は所属加盟団体の証明書で確認する。 5. <u>上記の基準及び実施要領は、別表①に記載する。</u> 6. この基準及び実施要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	別表の追加に伴い、文言を追加
昭和61年 5 月 改訂 昭和62年 9 月 改訂 平成 4 年10月 改訂 平成 5 年 6 月26日 改正 平成 7 年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年 7 月12日 改正 平成16年 6 月25日 改正 平成19年 7 月 5 日 改正 平成21年 9 月18日 改正 平成23年 9 月20日 改正 平成25年 8 月 9 日 改正 平成25年12月17日 改正 平成26年 7 月15日 改正 平成28年 4 月20日 改正 平成29年 7 月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年 9 月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和 2 年 7 月 8 日 改正、令和 2 年 8 月 1 日施行 令和 2 年11月 6 日 改正 令和 3 年12月21日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正 令和 6 年 4 月12日 改正	昭和61年 5 月 改訂 昭和62年 9 月 改訂 平成 4 年10月 改訂 平成 5 年 6 月26日 改正 平成 7 年10月13日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年 7 月12日 改正 平成16年 6 月25日 改正 平成19年 7 月 5 日 改正 平成21年 9 月18日 改正 平成23年 9 月20日 改正 平成25年 8 月 9 日 改正 平成25年12月17日 改正 平成26年 7 月15日 改正 平成28年 4 月20日 改正 平成29年 7 月15日 改正 平成30年12月13日 改正 令和元年 9 月27日 改正 令和元年12月11日 改正 令和 2 年 7 月 8 日 改正、令和 2 年 8 月 1 日施行 令和 2 年11月 6 日 改正 令和 3 年12月21日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正 令和 6 年 4 月12日 改正 <u>令和 7 年 7 月 4 日 改正</u>	

別表①

スキー指導員検定 早見表			
検定種別	実技テスト種目	使用斜面・条件	合格基準(ポイント)
スキー指導員検定	ブルークボーゲン	緩斜面・整地 (4～6回転)	各種目とも80ポイントを基準とし、 6種目中4種目が80ポイント以上、 かつ合計480ポイント以上で合格
	ブルークボーゲンから ベーシックパラレルターンへの展開	緩斜面・整地 (6～8回転)	
	横滑りのショートリズムから ベーシックパラレルターン小回りへの展開	中急斜面・ナチュラル	
	シュテムターンから ベーシックパラレルターンへの展開	中急斜面・ナチュラル (6～8回転)	
	総合滑降(リズム変化)	総合斜面・ナチュラル	
	パラレルターン(小回り)	中急斜面・不整地を 含むナチュラル	
スキー指導員検定 理論テスト	理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする		
スキー指導員検定 養成講習			
講習区分	総時間数(時間)	集合講習(時間)	自主学习(時間)
基礎理論	15時間	6時間	9時間
指導実習	6時間	2時間	4時間
実技実習	22時間	20時間	2時間

スキー準指導員検定 早見表			
スキー準指導員検定	ブルークボーゲン	緩斜面・整地 (4～6回転)	各種目とも75ポイントを基準とし、 6種目中4種目が75ポイント以上、 かつ合計450ポイント以上で合格
	ブルークボーゲンから ベーシックパラレルターンへの展開	緩斜面・整地 (6～8回転)	
	横滑りのショートリズムから ベーシックパラレルターン小回りへの展開	中急斜面・ナチュラル	
	シュテムターンから ベーシックパラレルターンへの展開	中急斜面・ナチュラル (6～8回転)	
	総合滑降(リズム変化)	総合斜面・ナチュラル	
	パラレルターン(小回り)	中急斜面・不整地 を含むナチュラル	
スキー準指導員検定 理論テスト	理論テストは、満点に対して60%以上を合格とする 総合判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする		
スキー準指導員検定 養成講習			
講習区分	総時間数(時間)	集合講習(時間)	自主学习(時間)
基礎理論	15時間	6時間	9時間
指導実習	6時間	2時間	4時間
実技実習	22時間	20時間	2時間